

守山市小中学校 ICT 環境更新（校務用端末および校務支援システム等一式） の調達に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、守山市小中学校 ICT 環境更新（校務用端末および校務支援システム等一式）の調達に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 調達概要

(1) 名称

守山市小中学校 ICT 環境更新（校務用端末および校務支援システム等一式）

(2) 内容

別紙仕様書のとおり

(3) 期間等

・納品期限

令和 6 年 12 月 31 日まで

・リース期間

令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで（60 か月）

・システム提供期間

令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで（60 か月）

・構築期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで

・納入場所

守山市立小中学校、教育委員会事務局および教育研究所の計 15 拠点

3 見積上限額

金 449,935,200 円（消費税および地方消費税額を含む）

※リース後の価格とする

4 実施方式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

| | |
|-------------|--------------|
| 公募開始 | 令和6年1月11日（木） |
| 質問締め切り | 1月19日（金）正午 |
| 質問回答 | 1月23日（火） |
| 参加申込書提出期限 | 1月26日（金）正午 |
| 参加資格審査通知発送 | 2月2日（金） |
| 企画提案書提出期限 | 2月14日（水）正午 |
| プレゼンテーション実施 | 2月26日（月） |
| 審査結果通知発送 | 3月中旬予定 |
| 仕様内容についての協議 | 3月下旬予定 |

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者に該当しない者であること。
- (2) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (3) 国税（法人にあっては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあっては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」）および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあっては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあっては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 物品調達、リースの各業者については、以下のとおり名簿の登録があること。

ア 物品調達

令和5年度守山市物品供給等業者登録名簿に登録され、「13 O A機器」のうち、「②コンピューター（単体のセットアップ含む）」または「③コンピューター関連機器（プリンター・ソフト含む）」を希望していること。

イ リース業者

令和5年度守山市役務委託等業務業者登録名簿に登録され、「124 リース・レンタル（通信）」を希望していること。

(8) 過去3年以内に、教育機関における同種調達（M365 A3以上）の実績が、2件以上あること。実施体制に資本関係のある関連会社の人員を含む場合は、実績の合算を可とする。

(9) 1時間30分以内に本市小中学校に到着できる地域内に、本店または委任のある支店を有するとともに、対応ができる保守拠点を有すること。

7 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第5号）により、持参または電子メールのいずれかの方法で提出すること。

※ 電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

※ 郵便の場合は、受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

※ 電話または対面による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和6年1月19日(金) 正午まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目5番22号

守山市教育委員会事務局学校教育課

電話 077-582-1141 (直通) FAX 077-582-9441

電子メール gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和6年1月23日(火) 予定

8 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要領、仕様書および守山市財務規則(昭和39年規則第6号)等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ・公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- ・実績表(様式第2号)

(2) 提出期限

令和6年1月26日(金) 正午まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(5) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和6年2月2日(金)頃を目処に通知する。

9 企画提案書提出期日および作成方法等

(1) 企画提案書の内容

仕様書および企画提案書作成例に基づき、審査項目毎に改頁するものとする。

(2) 書式

ア 企画提案書はA4とし、横置き・横書き、長辺綴じ、本文のフォントサ

イズは11ポイント以上とする。ページ数は鑑・用語集を含まず本文のみで25頁以内とする。頁下段中央に「(頁番号) / (総頁数)」と附番すること(鑑はページ番号不要)。印刷は両面・片面のどちらでも可とする。カラー・白黒は問わない。

イ 資料を添付する場合は企画提案書の最終頁以降に「資料○」と記したインデックスを付けた上で添付することとし、本文中には参照する資料番号を記載すること。資料は頁数に含まない。

ウ 以下の企画提案書作成例を参考とし、評価項目順に作成すること。

エ 左上部の1箇所をホチキス止めすること。

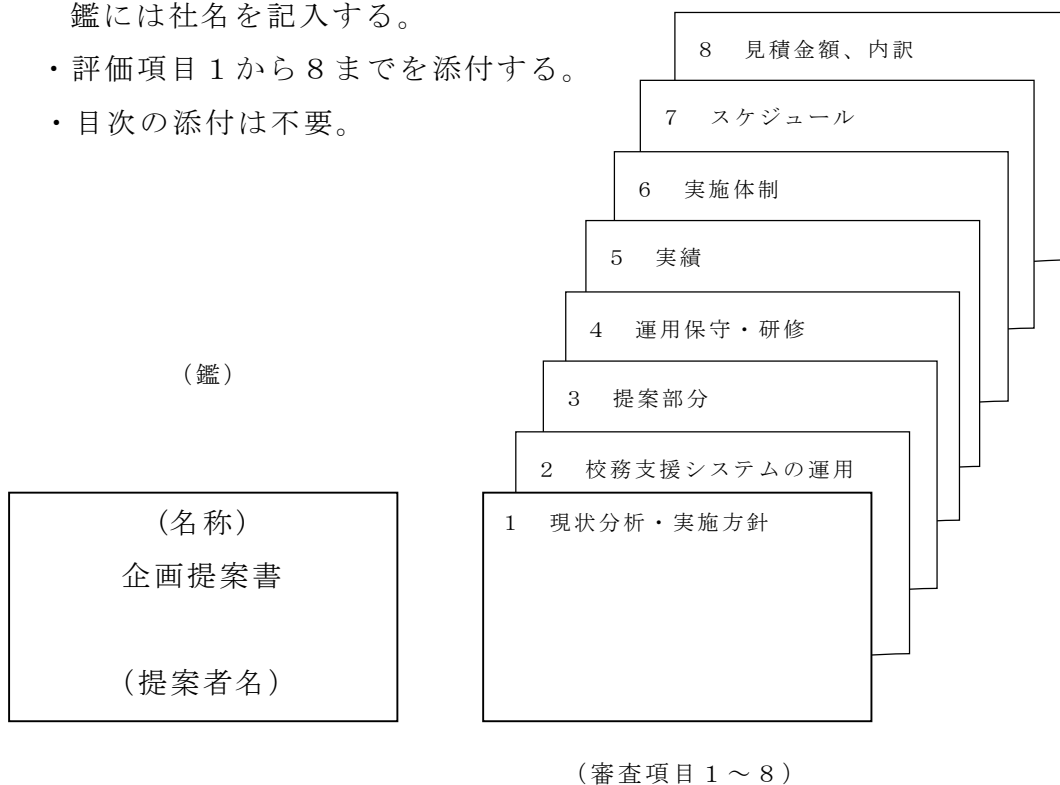
【企画提案書作成例】

・鑑(表紙)

鑑には社名を記入する。

・評価項目1から8までを添付する。

・目次の添付は不要。



(3) 提案内容についての注意事項

ア 企画提案書の作成については、本要領のほか仕様書を熟読の上行うこと。

イ 提案内容が抽象的で内容を理解できないものでないこと。

ウ 提案内容が曖昧で実現性および効果を確認できないものでないこと。

エ 前提条件付きの提案をしないこと。

オ 企画提案書に専門用語の記載があれば、用語集を最終頁に添付すること(頁数に含まない)。

(4) 見積金額について

調達にかかるリース料、消費税及び地方消費税を含む金額を審査対象額とする。
このため、当該金額を見積金額とすること。

【見積金額】

- ・ 本調達の見積額（税抜） …①
- ・ ①×リース料率（％）×60か月×税率（1.1）＝リース総額 …②

10 書類の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書 10部
- イ 見積書（様式第3号） 1部
- ウ 第三者賃貸方式による貸付能力等証明書（様式第4号） 1部

(2) 企画提案書等の提出期限

令和6年2月14日（水） 正午まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

11 プレゼンテーション審査の実施

提案に関するプレゼンテーション審査を以下のとおり実施する。

(1) 実施日時

令和6年2月26日（月） 午前

(2) 場所

守山市役所 3階 31会議室

(3) 説明時間

25分以内

(4) プレゼンテーション方法

提案者が作成したパワーポイントファイルをプロジェクタで映写し、説明を行う。パワーポイントファイルの内容は企画提案書に沿ったものとする。

(5) 質疑応答

10分程度

※ プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示を手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。

(6) プレゼンテーションの実施順等

- ・プレゼンテーションの順は、企画提案書の提出順とする。
- ・プレゼンテーションの開始時刻は後日連絡する。

12 審査方法

- (1) 事前に定めた審査基準に基づき審査し、候補者および次順位候補者を選定する。
- (2) プレゼンテーション審査を行うものとし、審査委員が各自評価・採点する。
- (3) 審査員の評価点の合計が最低基準点（満点（100点×評価者数）の6割）以上となった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを候補者として選定する。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価得点が評価基準点以上となる場合は候補者となる。（審査基準は別紙参照）

12 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知日

令和6年3月中旬

13 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (2) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

14 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 候補者名
- (2) 参加事業者数
- (3) 参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

15 その他

(1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が、第3項に掲げる見積限度額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

16 問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市 教育委員会事務局学校教育課 担当：竹村、西村

電話 077-582-1141 (直通) FAX 077-582-9441

電子メール gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp

(別紙)

審査基準

| 評価項目 | 評価の着眼点 | | 配点 |
|------|---------------------|---|-----|
| | 評価内容 | 評価基準 | |
| 提案内容 | 1 調達内容の理解度、実施方針の妥当性 | ゼロトラスト環境および M365 A5 の導入に関して、セキュリティ面を中心に、調達内容が十分理解されているかどうか、また導入における実施方針の妥当性を評価する。 | 20 |
| | 2 校務支援システムの運用 | 校務支援システムのデータ移行について適切に行うことができるか、ダッシュボード機能、健康観察機能等の運用について適切に理解できているかを評価する。 | 5 |
| | 3 業者独自の提案と実現性 | 更新後、どのように運用すれば「教職員等の働き方改革、ペーパーレス化」が推進できるのか、提案が具体性を持ち、現場において実現か可能かどうかを評価する。 | 20 |
| | 4 運用保守体制・障害対応 | 更新後の機器類およびシステムを、安全かつ安定的に維持管理するための運用保守提案の適切性および学校全体の印刷費の抑制について評価する。 | 20 |
| | 5 同種調達の実績 | 提案者において、公告時から起算して過去3年以内に、教育機関における同種調達(M365 A3以上)を導入した実績があるかを評価する。実施体制に、資本関係のある関連会社の人員を含む場合は、実績の合算を可とする。 | 5 |
| 実施体制 | 6 実施体制の充実 | 同種調達の導入経験を有する者が、本調達の実施体制に人員として含まれるかどうかを評価する。 | 5 |
| | 7 スケジュール | 当該調達の実施に際し、スケジュールの設定が適切であるかどうかについて評価する。 | 5 |
| | 8 見積価格 | 配点(20点)×(提案価格のうち最低価格/提案者の提案価格) ※小数点以下切り捨て | 20 |
| 合計 | | | 100 |